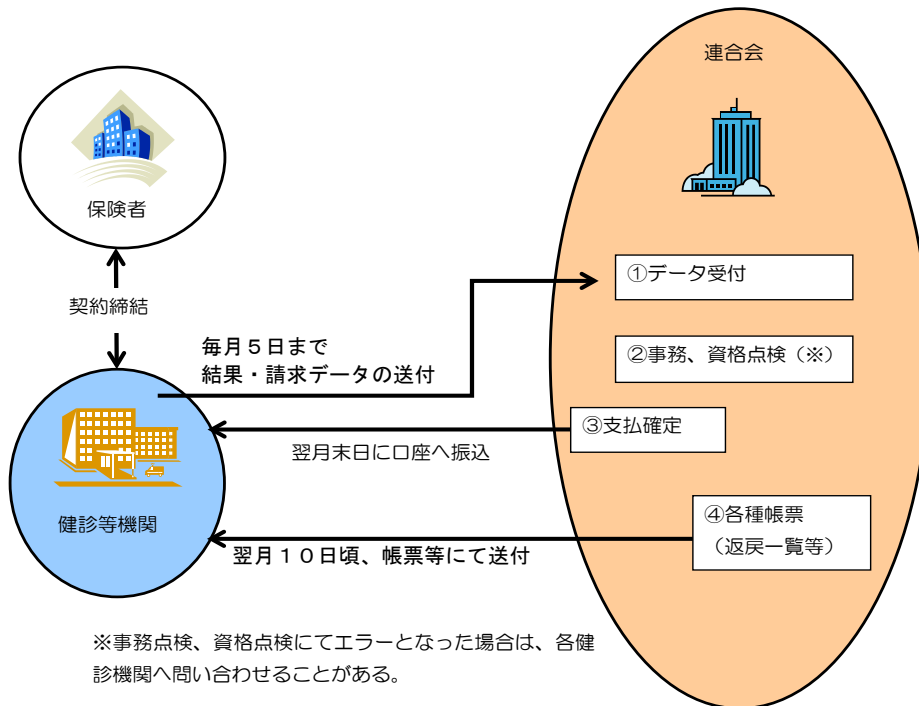


# 特定健康診査等にかかる請求データの授受及び決済方法等について

## ① 特定健康診査・特定保健指導の授受及び決済の概要



## ② 特定健康診査・特定保健指導データの提出

### A) 電子媒体の場合

- (1) 提出用の電子媒体は、MO、FD 又は CD-R のいずれかとなります。
- (2) 提出用のデータファイル（国が定める電子的な標準様式によるファイル[XML 形式]）は、支払基金より配布されている暗号化・復号化ソフトにて暗号化のうえ、電子媒体に保存してください。  
なお、提出される電子媒体には、別紙1のとおり表記するようお願いします。
- (3) 毎月5日までに所在都道府県の国民健康保険団体連合会へ（2）の電子媒体に「特定健診・特定保健指導データにかかる電子媒体送付書」（別紙2）を添付のうえ、持参又は郵送（書留等）で提出願います。
- (4) 国保連合会で受付後、「特定健診・特定保健指導 データ受領書」（別紙3-①）により受領した件数をお知らせします。
- (5) 受付処理を行った際に、データの記録条件不備等により受付ができないデータがあった場合、「特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡書」（別紙3-②）により、エラーの内容及びエラー状況をお知らせします。

### B) オンラインの場合

- (1) オンライン請求システム（支払基金が配布するオンライン送受信ソフト）によりデータファイル（国が定める電子的な標準様式によるファイル[XML 形式]）を送信してください。
- (2) データファイルは、随時送信できますが、前月6日から当月5日までに受付けた分を決済単位として処理します。

- (3) 国保連合会で受付後、「特定健診・特定保健指導 データ受領書」(別紙3-①)により受領した件数をお知らせします。(受付後、随時送信します。)
- (4) 受付処理を行った際に、データの記録条件不備等により受付ができないエラーがあった場合、「特定健診・特定保健指導 受付エラー連絡書」(別紙3-②)により、エラーの内容及びエラー状況をお知らせします。(受付後、随時送信します。)
- (5) (3)及び(4)の帳票については、PDFで表示又はCSVデータがダウンロードできます。

③ 返戻・過誤返戻の送付

A) 電子媒体の場合

- (1) 「(特定健康診査・特定保健指導)返戻一覧表」(別紙3-③)、「過誤調整結果通知書」(別紙3-⑥)を帳票にて送付いたします。

B) オンラインの場合

- (1) 上記A)と同様の取り扱いとなります。

A)・B)共通(送付時期)

- ア 返戻一覧表 → 県内保険者分(請求締切日の属する月の翌月10日頃)
- イ 返戻一覧表 → 他県保険者分(請求締切日の属する月の翌月15日頃)
- ウ 過誤調整結果通知書 → (請求締切日の属する月の翌月28日頃)

④ 特定健康診査・特定保健指導の費用決済

A) 電子媒体による場合

次の支払関係帳票を送付し、特定健診・特定保健指導の支払額をお知らせします。  
(請求締切日の属する月の翌月28日頃)

- ① 支払額通知書(別紙3-④)、支払額内訳書(別紙3-⑤)…支払確定額及びその内訳をお知らせします。
- ② 「過誤調整結果通知書」(別紙3-⑥)…返戻・過誤返戻データの内訳、過誤理由、金額等をお知らせします。
- ③ 特定健診・特定保健指導の費用を原則、請求締切日の属する月の翌月末日に登録口座に振込みます。

B) オンラインによる場合

上記A)と同様の取り扱いとなります。

⑤ 都道府県連合会の代行機関番号

厚生労働省のホームページにて、開示されていますので、ご確認ください。

(関連リンクから御参照いただけます)

または、所在の国保連合会にお問い合わせ願います。